

# 審 査 基 準

平成30年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法施行令
根拠条例	第14条の2第2項
処分の概要	道路維持作業用自動車の指定
原権者	埼玉県公安委員会
法令の定め	
審査基準	
標準処理期間	5週間（うち経由期間1週間×2回）
申請先	自動車の使用の本拠地を管轄する警察署に申請してください。
問合せ先	警察本部交通部交通総務課渉外係 (048 - 832 - 0110)
備考	